

社会福祉法人柳下福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人柳下福社会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の報酬等)

第3条 理事会出席の役員報酬として、次の額を上限として報酬を支払うことができる。

| |
|-------------|
| 日額上限 |
| 20,000円(税抜) |

2 評議員会出席の評議員報酬として、次の額を上限として報酬を支払うことができる。

| |
|-------------|
| 日額上限 |
| 20,000円(税抜) |

(監事による監査業務報酬等)

第4条 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の監査の業務にあたったときは、次により報酬を支払うことができる。

| |
|-------------|
| 日額上限 |
| 20,000円(税抜) |

(旅費)

第5条 法人が開催する会議及び、法人業務のため出張するときは、旅費実費を支給することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。